

「犯罪心理学研究」編集細則

- 1 本誌は、日本犯罪心理学会の機関誌であり、1年に1巻を、1号・2号・特別号に分けて発刊するほか、特集号を発刊することができる。
- 2 本誌は、犯罪心理学及びその周辺領域における質の高い、多様な研究を掲載し、犯罪心理研究の向上と活発化に資するものとする。
- 3 本誌は、原則として本会会員の犯罪心理学に関する原著、資料、展望、文献紹介などのほか、学会情報、会務報告などを掲載する。

なお、特別号には、その年度に開かれた大会における研究発表・討論の要旨等を収録する。

- 4 原著、資料及び展望（以下「論文」という。）並びに文献紹介は、自由投稿とし、学会情報及び会務報告は、本会事務局又は会長の委嘱する編集委員会においてその原稿を作成する。

なお、論文及び文献紹介の原稿は、別に定める「執筆要領」によらなければならない。

- 5 投稿される論文及び文献紹介は、未公刊のものに限る。ただし、既公刊又は審査中の論文がある場合でも、データの追加や再分析を行い、かつ、新たに本文・図表を執筆、作成し、実質的に元の論文を発展させるものは、未公刊と認める。

- 6 論文及び文献紹介は、編集委員会において審査の上、本誌掲載の採否が決定される。「編集委員会の組織」及び「論文審査要綱」は別に定める。

- 7 掲載の場合、編集技術上原稿の一部に添削を加えることができる。

- 8 掲載料は無料とする。ただし、表、図、写真等の製版のため特別に費用を要する場合、執筆者の負担とすることがある。

- 9 論文については、執筆者に別刷30部を贈呈する。

- 10 印刷の形式、体裁等は、すべて編集委員会の責任において処理する。

- 11 本誌に掲載した論文の原稿は、原則として返還しない。

- 12 掲載が決定した論文及び文献紹介については、最終稿提出時に著作権譲渡の同意書の提出を求める。同意書の提出がない場合は、掲載しない。

- 13 本誌に掲載した論文及び文献紹介を、無断で複製又は転載することはできない。ただし、著者自身が、出典を明示した上で、論文の全部又は一部を複製、翻訳、翻案などの形で利用する場合は、その限りではない。

- 14 本誌編集についての事務は、本会事務局及び編集委員会において行う。